

特集

開発と埋蔵文化財

～遺跡の保存を考える～



写真1 発掘調査が終ると遺跡は道路になった（市内春日町：川南西・川南東遺跡）

我々が快適で便利な生活を営むためには、新しい道路、建物、公園など様々な開発行為が必要です。しかし、地下には遺跡（埋蔵文化財）が埋もれていることがあります。そんな時にむやみに工事をしてしまうと遺跡は破壊されてしまいます。遺跡のある場所を避けて工事を行えるのなら理想的ですが、現在の生活の利便性や安全性を求めると無理なことでしょう。遺跡のある場所でどうしても工事を行わなければならないときは、事前に発掘調査を行う必要があります。このため工事関係者から見ると遺跡はジャマ者のように見えることでしょう。ではなぜ、発掘調査を行わなければならないのでしょうか？発掘調査は現代社会において役に立つのでしょうか？今回はそれぞれの立場を考えながら開発と保存の共存の可能性について考えてみましょう。

開発と保存 よりよいまちづくりを目指して

埋蔵文化財って何？

平たく言えば、ほぼ「遺跡」と同じ意味です。昔の人の生活の跡などが土の中に埋もれていることから埋蔵文化財と呼ばれています。埋蔵文化財は、我々の祖先が営々と築いてきた「文化的遺産」であり、一旦破壊されればもはや再現不可能な、かけがえのないものです。



写真2 作業風景

どういった場合に発掘調査をするの？

大きく分けて次の2つの場合があります。

- ①学術調査……学術的に貴重な遺跡を丹念に調べ
る場合。
- ②緊急調査……工事等により遺跡が破壊される場
合、または、今後その場所が発掘
調査できないようになる場合。

現在行われている発掘調査のほとんどは②による
ものです。



写真3 作業風景

埋蔵文化財って何の役に立つの？

歴史の研究や文化の発展に役立つのはもちろん、
地域の歴史的・地理的特性を明らかにすることによ
り、都市計画や防災計画にも非常に役立ち、独自性
ある町づくりができます。古代人は我々にいろい
ろなメッセージを残してくれているのです。



写真4 地震跡（市内林町一角遺跡）

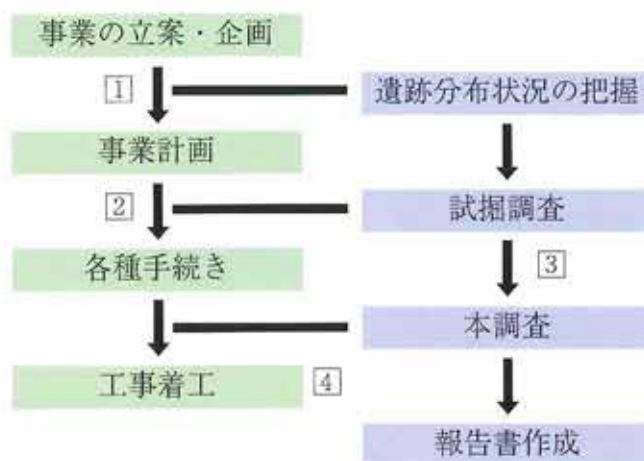
●遺跡が語る災害情報●

遺跡では、古代人の生活以外にもさまざまな事が分かります。地震、洪水、火事などの災害情報もそのうちの一つです。高松市でも「むかしの高松第9号」で紹介したように、数多くの地震の跡が見つかっています。これまでの調査の結果、高松近郊では100年から150年に一度の割合で高知県の沖合いで南海地震が発生することが分かっています。徳島県の吉野川沿いにある中央構造線、さらには市南部の長尾断層と呼ばれる活断層の存在も考えると、高松市も100%安全な地域とは言えないのです。

工事を行う前に 工事に伴う発掘調査の手引き

工事を行う際には、まず、その場所に埋蔵文化財（遺跡）があるかないかの問い合わせをしてください。埋蔵文化財がある場所で工事を行う場合には届出が必要です。また、あらかじめ遺跡を壊すおそれがないか確認し、どうしても避けられない場合は発掘調査をしなければなりません。おおむね、次のような流れになります。早期に問い合わせがあれば、工事をスムーズに行うことができます。

工事と発掘調査の流れ



①なるべく早い段階で問い合わせてください。

②用地買収が済めば試掘調査を行います。

③試掘調査結果により本調査の面積・費用を確定します。工事の範囲・工法の変更等により本調査面積が削除されることもあります。

④工事着工は発掘調査終了後となります。

※発掘調査は、文化財保護法に基づき、まず試掘調査を行い、その結果、遺跡の所在が確認された範囲だけに限定して、本調査を行っています。本来の開発等に支障のないよう十分配慮して調査をしています。

問い合わせ先：高松市教育委員会 文化部 文化振興課

高松市番町1-8-15 TEL. (087) 839-2636

年間、日本中で何千個所もの埋蔵文化財（遺跡）が工事によって消失しています。埋蔵文化財（遺跡）は、工事の範囲や工法を変えるなど、ちょっとした工夫で保存することができます。香川県内でも、四国横断自動車道整備の事前調査で日本最古の集石墓が見つかった白鳥町の成重遺跡では、遺跡をまたぐように橋を作ることによって保存を行うことになりました。今後は、このような例にならい、開発と埋蔵文化財の調和のとれた、よりよいまちづくりを進めていきたいものです。

奥の坊権現前遺跡 (高松市高松町)

(平成8・9年度の調査成果)

奥の坊権現前遺跡は高松市の東部、高松町に所在し、龍王山塊の山裾部分にあたります。この周辺は昔から多くの古墳が存在することが分かっており、大雨などで崩れた土の中から土器が出土したりする場所でした。特に昭和29年7月に地元の小学生が発見した64点の土器は弥生時代後期初頭の中部瀬戸内地域を代表する土器として考古学会では著名なもので、大空遺跡出土土器として高松市指定文化財となっています。

今回の調査は高松市の計画する高松市東部運動公園（仮称）整備の事前調査として行いました。平成7年度から試掘調査を始め、運動公園予定地内のうち約30,000㎡が遺跡であることが判明し、平成8年度より本格的な調査を順次行っているところです。今回は平成8・9年度の調査成果からピックアップして皆さんにご覧いただきたいと思っています。

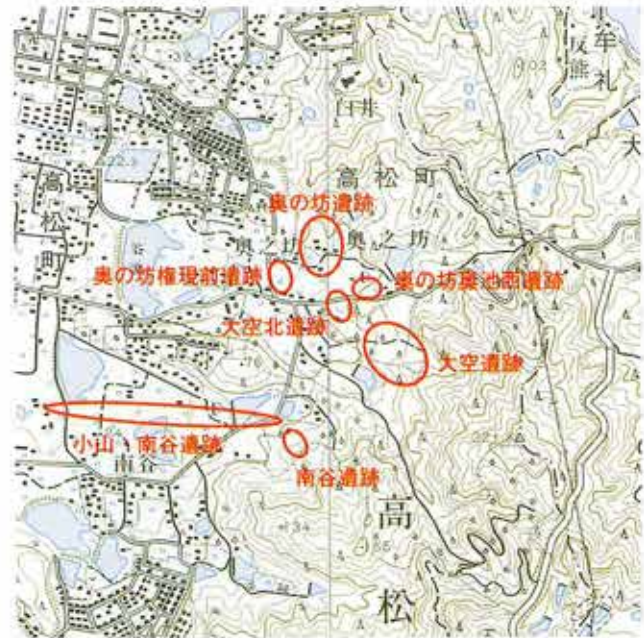
調査では弥生時代から江戸時代に至るまでの遺構・遺物が数多く見つかりました。特に弥生時代後期の^{なでふる}竪穴住居や^{ほったてばしら}掘立柱建物、^{とこう}土坑といった遺構と、数多くの製塩土器をはじめとする遺物が見つかりました。主な遺構は次のとおりです。

竪穴住居 弥生時代のもものが5棟が見つかりました。

掘立柱建物 調査区の西端で大きな掘立柱建物を検出しました。

土坑 壺・甕・高坏・製塩土器などの弥生土器が多量に出土しました。

次ページ以降で詳しく紹介します。



周辺遺跡分布図

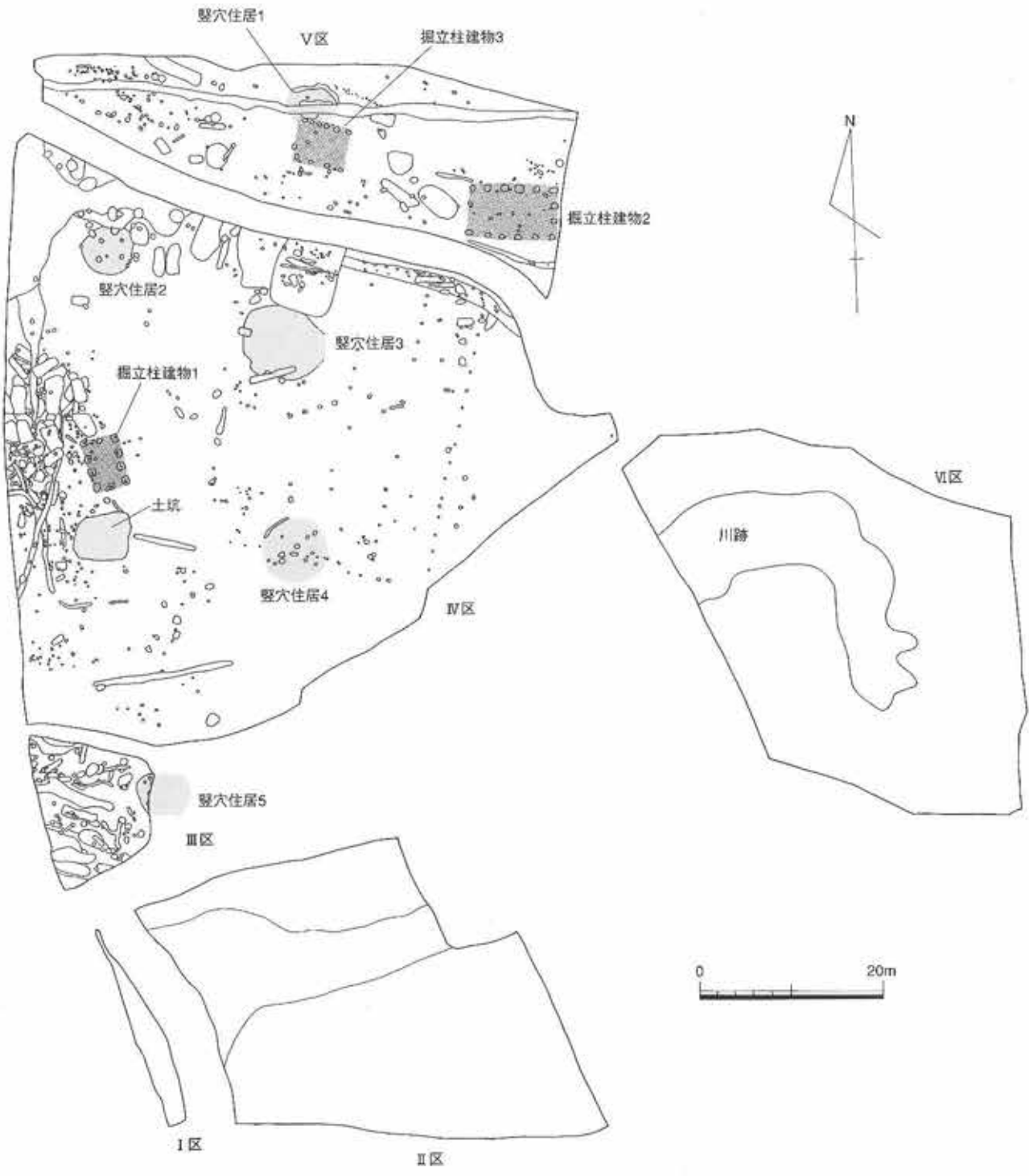
「国土地理院発行の2万5千分1地形図(高松南部)の一部を掲載」



写真5 大空遺跡出土土器 (平成10年 市指定文化財)



写真6 調査地全景



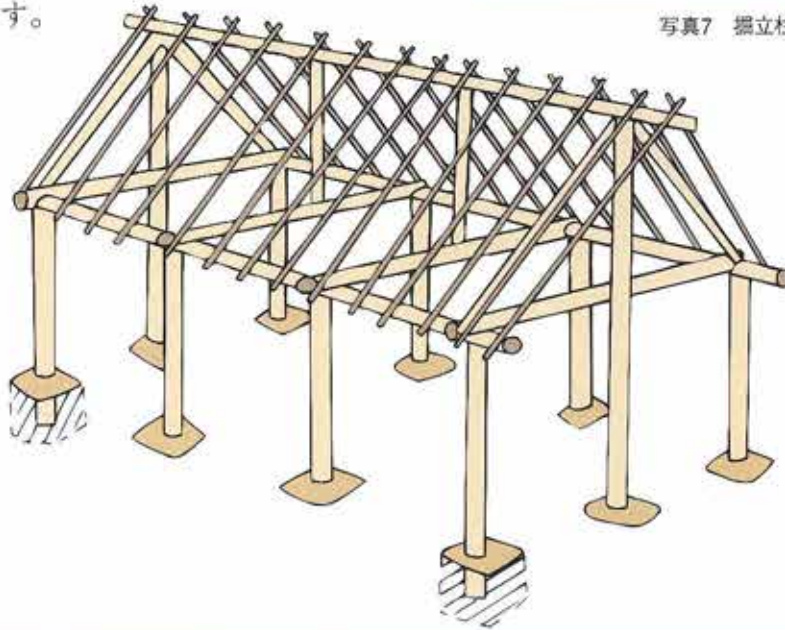
調査区平面図

掘立柱建物

掘立柱建物跡は、3棟分見つかりました。今から約2000年前の弥生時代後期に建てられたものです。特に写真7の掘立柱建物は、弥生時代としては県内最大級で東西約4m×南北約5.5mの大きさがありました。この掘立柱建物を丸く囲むように竪穴住居跡が4棟分見つかっており、集落の中心的な建物と考えられます。



写真7 掘立柱建物



●掘立柱建物●

掘立柱とは、地面に穴を掘って柱を入れて土を埋め戻して固定する柱のことで、この方法で建てられた建物を掘立柱建物といいます。柱穴しか残っていないため、建物の全体像を復原することは困難ですが、銅鐸や土器に描かれている建物の絵から想像すると、おそらく当時の掘立柱建物の多くは、高床式の倉庫であったと思われます。

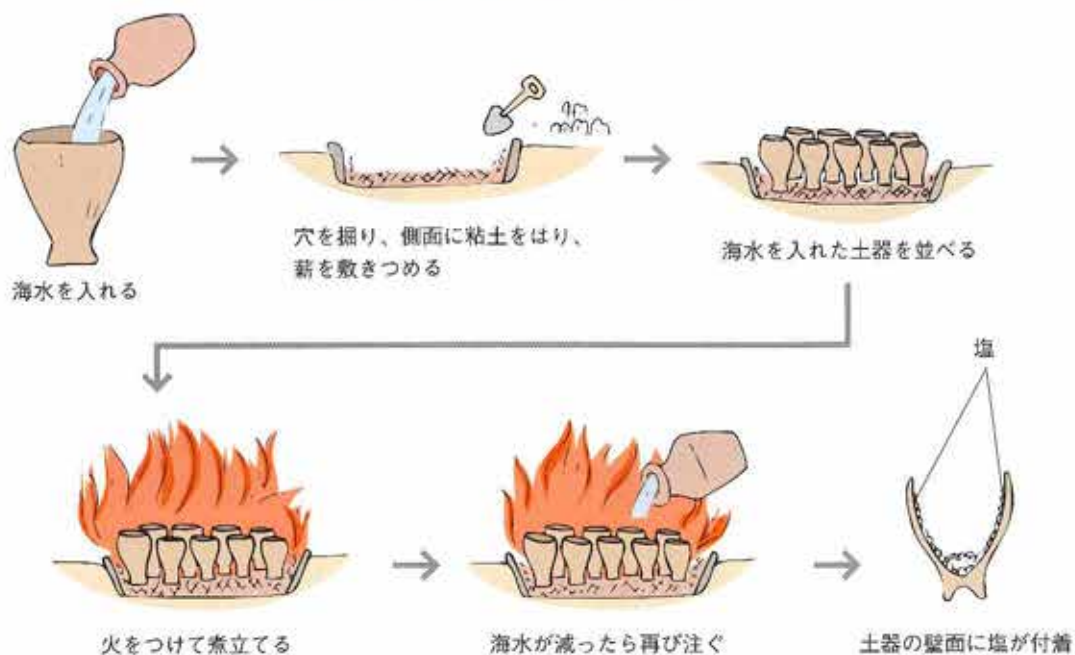
土坑

この土坑は、東西約6m、南北約5mの長方形で深さは約60cmでした。中からは、多量の弥生土器が出土しています。特に製塩土器の出土量が多く、100個体分以上出土しています。当時の海岸線から約1km離れたこの場所でこれほど多くの製塩土器が出土したことは注目されます。



写真8 製塩土器出土状況

製塩土器による塩の作り方



●製塩土器●

製塩土器とはその名のとおり塩をつくる時に使った土器です。使い捨ての土器であるため、浜辺で塩をつくっていた遺跡を発掘すると、何千、何万もの製塩土器が重なるようにして出土します。上の絵のようにして塩をつくるわけですが、スプーン1杯の塩を得るのにもかなりの苦勞を必要としました。

飛鳥～近世の遺構

弥生時代以外では飛鳥～奈良時代頃の溝や掘立柱建物、中世の土坑、近世の^土犁溝などが見つかりました。どうやら中世以降は農村だったようです。



写真9 土器出土状況



写真10 近世の田畑跡

発掘調査が終了して ～普及啓蒙活動～

奥の坊権現前遺跡では調査が終了に近づいた平成10年2月21日に現地説明会を開催しました。市内県内はもとより、遠くは岡山県からの見学者もあり、500人を超える盛況さでした。当日は竪穴住居や掘立柱建物などの遺構と発掘調査で出土した土器などを見ていただくことができました。



写真11 現地説明会



写真12 発掘体験学習

現場での作業が終わると発掘調査は終了というわけではありません。持ち帰った遺物が何なのか？いつごろのものなのか？何に使われたのか？ということ調べます。これらのことをいち早く知ってもらうためにこの「むかしの高松」をつくっています。また、埋蔵文化財のことをより知ってもらうため、いろいろな活動を行っています。瓦町駅前地下広場展示スペースでの速報展示、小中学生を対象とした親子文化財教室（発掘体験学習等）、各団体や自治会等を対象とした出前文化財説明会などがあります。みなさんも気軽に参加してみませんか。



写真13 瓦町駅前地下広場展示スペース

編集後記

今回は特集として「開発と埋蔵文化財」というテーマを取り上げてみました。相反するイメージを持たれがちですが、両者が互いに理解し、調和のとれたよりよい町づくりを進められることが理想であり、今後そうありたいと切に思います。

また、そのためには埋蔵文化財を一人でも多くの人に理解していただきたいと思います。 (O)

むかしの高松 第12号

1999.3.31

編集発行／高松市教育委員会文化部文化振興課

高松市番町一丁目8番15号

☎087-839-2636

印刷／株式会社 中央印刷所